

参考資料

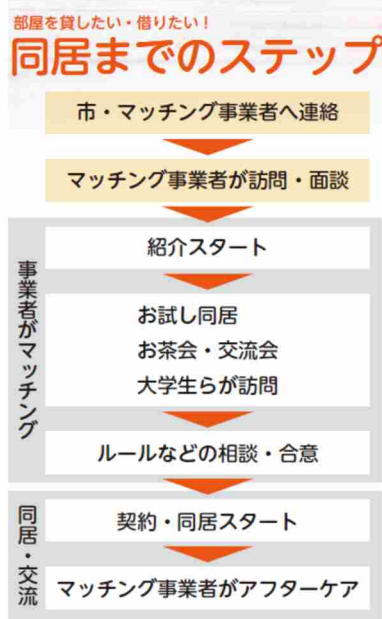
1. 補足説明

(1) ソリデール事業 (☞P69 参照)



高齢者と若者が同居する 新しい生活スタイル

京田辺
ソリデール



「京田辺ソリデール」をご存じですか。
フランス語で「連帯」を意味する「ソリデール」。空き部屋を抱える高齢者のお宅に大学生などの若者が同居し、互いに助け合って生活する新しいスタイルです。高齢者が若者に空き部屋を低家賃で提供する代わりに、若者は高齢者の心の支えとなり、異世代交流も図れる次世代の暮らしのかたちです。
市は、「大学のあるまち」の特徴を生かし、マッチング事業者(京都高齢者生活協同組合くらし工房)と連携して、昨年度からマッチングに取り組んでいます。

■生活スタイル
基本的には、お互いの生活には干渉せず、個人の暮らしを互いに尊重しますが、朝夕のあいさつのほか、リビングで共に時間を過ごすこともあります。時には地域の行事と一緒に参加して、地域の良さを知ってもらうことも期待できます。

■下宿との違い
交流会・個別面談などで気の合った若者と出会ってから同居を始められます。同居後もマッチング事業者がしっかりとサポートするので、お互い安心して生活できます。

ソリデール Q & A

Q：どのような人が対象ですか？
部屋の貸主は55歳以上のみで構成する世帯が対象です。部屋の借主となる若者は、高校生・専門学校生・大学生などの学生が対象です。

Q：毎月の家賃はいくらですか？
おおむね25,000円～30,000円というケースが多いです。

Q：契約は年単位ですか？
高齢者と若者が契約期間などを決め、「契約書」を交わします(定期賃貸借)。

契約書のひな形の提供や、内容の確認などは、マッチング事業者がサポートします。家賃を支払わなかった、契約違反などがあった場合は、契約を解除できます。

Q：相性はどのようにやって分かりますか？
数日間、試験的に同居する「お試し同居」を勧めています。
マッチング事業者が事前に本人の了解を得て、聞き取った内容をそれぞれに伝え、何度か会って話をしてもらいます。その上で、2日～1週間程度の「お試し同居」を体験してもらい、お互いに契約するかどうかを決めます。

Q：食事は貸主が作るのですか？
食事の用意は義務ではありません。

Q：市から補助金はありますか？
部屋の貸主には学生1人につき月2万円の家賃補助があります。また、鍵の取り付け・エアコンの設置・間仕切りの設置など同居のために住宅を改修する場合は、助成制度(補助率50%・上限100万円)があります。

(2) 京田辺市空家等対策計画（抜粋）（☞P69、P90 参照）

- ・ 道路が狭小な旧市街地において、市場では流通しにくい住宅、敷地については、空き家再生等推進事業※¹、狭あい道路整備等促進事業※²、街なみ環境整備事業※³などの国制度等の活用を検討し、地域の協力を得ながら長期的な取組により、幅員4m未満の道路を拡幅する対策等の基盤整備を計画的に進めていきます。
- ・ オープンスペースや防火用水の整備が不十分な旧市街地において、空家を除却した跡地を活用し、防災機能をもった地域の交流スペース等として整備、防火水槽の設置を実施します。

具体的な取組	検討・実施時期			対象地域（◎重点）		
	短期	中期	長期	新市街	旧市街	調整区域
道路狭小地区における基盤整備 ◇開発指導課 ◇都市整備課					◎	
空家跡地を防災機能をもった地域の交流スペース等として整備 ◇開発指導課 ◇公園緑地課					◎	
空家跡地における防火水槽設置 ◇開発指導課 ◇消防署 警防課					◎	

短期：～令和3年度 中期：令和4～6年度 長期：令和7年度～

【用語解説】

※1 空き家再生等推進事業

空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するために、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却又は空き建築物の活用を行うものです。（除却時、道路幅員6.5mを確保するために後退。）

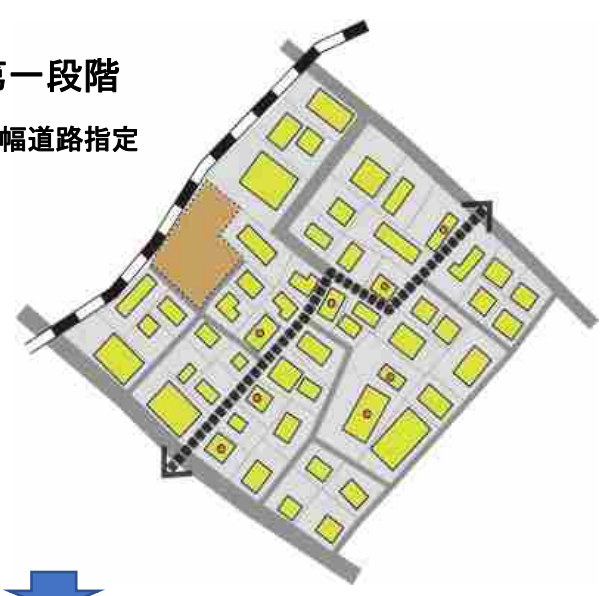
※2 狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、地方公共団体に対して狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備に係る用地費、舗装費等について交付金を交付するものです。

※3 街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図るものです。

第一段階 拡幅道路指定



●道路幅員が狭いことにより、空家等が市場流通しにくい旧市街地において、拡幅道路を指定



第二段階 市による基盤整備



●空家除却・建替時にセットバック部分を市が取得することにより、幅員 6.5mの道路を整備



第三段階 民間による利活用促進



●民間開発による道路拡幅及び土地利用の促進

凡 例

空家等	4m未満道路
建物等	4m以上道路
空地	拡幅指定道路
除却・建替	市による拡幅
民間による開発	民間による拡幅 (拡幅中については個別協議による)

図 接道条件の改善イメージ

京田辺市都市計画マスタープラン 2.0

京田辺市版田園都市論

発行日 令和4年4月 改訂

編集・発行 京田辺市 建設部 計画交通課
〒610-0393 京都府京田辺市田辺 8 0
TEL (0774) 63-1122 (代表)

まちを
目指して



つながり
ある



Kyo
Tanabe